

兵ト発第 71 号

公告第 529 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の一般保険料率を1000分の95.00から1000分の100.00に変更し、平成30年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については平成30年4月分保険料からとする。

保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	49.810/1,000	52.260/1,000
	被保険者	45.190/1,000	47.740/1,000
	合計	95.000/1,000	100.000/1,000
実施年月日		平成30年3月1日	

平成30年 2月20日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 博 司